

④

同意書

(宛先) マザー保育園山の手

私は、病児・病後児保育室を利用するにあたり、次の内容について同意します。

(1) 病児保育の利用の際は、医療機関(かかりつけ医等)を受診し、病児・病後児保育室に病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)、病状報告書、病児・病後児保育登録届(事前に届出をされていない場合のみ)、薬の説明書(薬剤情報書)を提出してください。病児・病後児利用申込書(診療情報提供書)の有効期限は7日間(土日祝含め)です。また、医療機関(かかりつけ医等)受診後、利用当日に児童の症状が悪化した場合、利用できない場合があります。

(2) 児童の症状が急変し、保育の継続が困難と判断された場合は、病児・病後児保育室からの連絡により、利用途中であってもお迎えをお願い致します。

(3) 児童の症状が急激に悪化したときは、速やかに保護者に連絡のうえ、医療機関に搬送し、医師の判断により保護者の了解を得ないで受診・治療措置が行われる場合があります。なお、その際に発生する医療費等は、保護者の負担となります。

(4) 児童の保育にあたっては、感染防止に努めますが、やむを得ず病児・病後児保育室内で児童の相互感染が起こった場合、当該保育室では責任を負いません。

(5) 病児・病後児保育室の預かり時間は8:30~17:00です。延長保育はありませんのでお迎え時間は厳守して下さい。

(6) 登録及び利用申込みにおいて、本市が知り得た情報は、病児・病後児保育事業の範囲内において病児・病後児保育室に提供され、必要に応じて医療機関に提供される場合があります。

(7) 病児・病後児保育室内での感染拡大等により、利用できない事態が発生した場合には、当該保育室の指示に従ってください。

(8) 病児・病後児保育室をキャンセルする場合は、必ず7:30~8:00までにマザー保育園山の手へご連絡ください。なお、利用しないにも関わらずキャンセルの連絡がないときは、次回以降の利用をお断りする場合があります。

(9) マザー保育園山の手病児・病後児保育の利用案内の記載事項を全て確認し、利用規則を遵守して下さい。

年 月 日

保護者氏名